

## ○議 事 日 程（第 1 号）

令和 7 年 6 月 3 日 午前 9 時開議

- 日程第 1 会議録署名議員の指名
- 日程第 2 会期の決定
- 日程第 3 諸般の報告
- 日程第 4 報告第 4 号 令和 6 年度関ヶ原町一般会計繰越明許費繰越計算書について
- 日程第 5 報告第 5 号 令和 6 年度関ヶ原町一般会計継続費繰越計算書について
- 日程第 6 報告第 6 号 令和 6 年度関ヶ原町水道事業会計予算繰越計算書について
- 日程第 7 議案第 44 号 関ヶ原町税条例の一部を改正する条例について
- 日程第 8 議案第 45 号 関ヶ原町太陽光発電設備の設置の規制等に関する条例の制定について
- 日程第 9 議案第 46 号 関ヶ原町景観条例の一部を改正する条例について
- 日程第 10 議案第 47 号 令和 7 年度関ヶ原町一般会計補正予算（第 3 号）
- 日程第 11 議案第 48 号 令和 7 年度関ヶ原町国民健康保険特別会計（事業勘定）補正予算（第 1 号）
- 日程第 12 議案第 49 号 令和 7 年度関ヶ原町国民健康保険特別会計（直診勘定）補正予算（第 1 号）
- 日程第 13 議案第 50 号 令和 7 年度関ヶ原町介護保険特別会計補正予算（第 1 号）
- 日程第 14 議案第 51 号 令和 7 年度関ヶ原町介護サービス事業特別会計補正予算（第 1 号）
- 日程第 15 議案第 52 号 令和 7 年度関ヶ原町公共下水道事業会計補正予算（第 1 号）
- 日程第 16 議案第 53 号 令和 7 年度関ヶ原町農業集落排水事業会計補正予算（第 1 号）
- 日程第 17 議案第 54 号 動産の買入れについて
- 日程第 18 請願第 1 号 「再審法改正を求める意見書」を国に提出することについての請願について

## ○本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

## ○出席議員（8 名）

|     |           |     |           |
|-----|-----------|-----|-----------|
| 1 番 | 北 村 一 磨 君 | 2 番 | 吉 田 仁 君   |
| 3 番 | 子 安 健 司 君 | 4 番 | 中 川 武 子 君 |
| 5 番 | 田 中 由紀子 君 | 6 番 | 松 井 正 樹 君 |
| 7 番 | 谷 口 輝 男 君 | 8 番 | 高 木 博 之 君 |

○欠席議員（なし）

○地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職・氏名

|                    |           |           |           |
|--------------------|-----------|-----------|-----------|
| 町 長                | 西 脇 康 世 君 | 副 町 長     | 藤 田 栄 博 君 |
| 教 育 長              | 渡 邊 勝 敏 君 | 参事兼総務課長   | 澤 頭 義 幸 君 |
| 企画政策課長             | 高 木 久之郎 君 | 地域振興課長    | 関 東 正 晃 君 |
| 会計管理者<br>兼 税 務 課 長 | 福 安 健 司 君 | 住 民 課 長   | 西 村 克 郎 君 |
| 産業建設課長             | 兒 玉 勝 宏 君 | 水道環境課長    | 坂 東 崇 君   |
| 診療所事務局長<br>兼医療保健課長 | 小 畑 政 治 君 | 介護事業課長    | 吉 森 明 博 君 |
| 教 育 課 長            | 徳 永 英 俊 君 | 西 消 防 署 長 | 桐 山 潤 君   |
| 古戦場活用推進課長          | 安 部 樹 君   |           |           |

○職務のため議場に出席した事務局職員の職・氏名

|        |         |     |         |
|--------|---------|-----|---------|
| 議会事務局長 | 難 波 真 哉 | 書 記 | 西 尾 英 典 |
| 書 記    | 西 村 里 美 |     |         |

### 開会・開議の宣告

○議長（松井正樹君） ただいまより令和 7 年第 3 回関ヶ原町議会定例会を開会いたします。

直ちに本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりであります。

---

### 日程第 1 会議録署名議員の指名

○議長（松井正樹君） 日程第 1、会議録署名議員の指名を行います。

本日の会議録署名議員は、会議規則第123条の規定により、3 番 子安健司君、4 番 中川武子君を指名します。

---

### 日程第 2 会期の決定

○議長（松井正樹君） 日程第 2、会期の決定を議題とします。

お諮りします。本定例会の会期は、本日から 6 月13日までの11日間といたしたいと思います。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

異議なしと認めます。よって、会期は本日から 6 月13日までの11日間と決定しました。

---

### 日程第 3 諸般の報告

○議長（松井正樹君） 日程第 3、諸般の報告を行います。

監査委員から、令和 7 年 2 月分から令和 7 年 4 月分までの出納検査結果の報告がありましたので、印刷して配付してあります。

これで諸般の報告を終わります。

---

### 日程第 4 報告第 4 号について（提案説明・質疑）

○議長（松井正樹君） 日程第 4、報告第 4 号 令和 6 年度関ヶ原町一般会計繰越明許費繰越計算書についてを議題とします。

本案について提案者の説明を求めます。

西脇町長。

○町長（西脇康世君） おはようございます。

それでは、報告第 4 号 令和 6 年度関ヶ原町一般会計繰越明許費繰越計算書について御説明申し上げます。

令和 6 年度関ヶ原町一般会計補正予算に定めました繰越明許費の防災行政無線事業ほか 6 事

業において、歳出予算の経費を令和7年度へ繰越しいたしましたので、地方自治法施行令第146条第2項の規定により、繰越明許費繰越計算書を調製し、議会に報告するものでございます。

なお、細部につきましては、それぞれの担当課長から説明をいたさせます。

○議長（松井正樹君） これより詳細説明を求めますが、あらかじめ指名はいたしませんので、順次説明願います。

○参事兼総務課長（澤頭義幸君） 失礼いたします。

それでは、議案書の2ページをお願いいたします。

まず、総務費、総務管理費の防災行政無線事業でございます。こちらにつきましては、西町交差点に設置してある防災行政無線の移設工事でございます。こちらは、岐阜県が事業主体となった西町交差点の改良工事に伴い、占用物件である防災行政無線設備の移設が必要となりました。岐阜県において工事請負契約が難航し、契約が令和6年度末頃になったことを受け、繰越しをさせていただいたものでございます。

現在におきましては、岐阜県及び改良工事の請負業者と移設時期などの調整を進めており、8月末までには移設が完了するという予定で進めております。以上でございます。

○住民課長（西村克郎君） 失礼します。

続きまして、民生費、社会福祉費の令和6年度住民税非課税世帯重点支援交付金事業でございます。住民税非課税世帯の方に3万円、合わせて該当世帯に18歳以下の児童がいる世帯には、児童1人当たり2万円を子ども加算として支給をする事業で、334万2,000円を繰越しさせていただきました。前年度中も合わせまして、非課税世帯581世帯の1,743万円及び子ども加算が16世帯の33人分で66万円を支給させていただいておりまして、事業は完了してございます。

財源でございますが、全額国庫支出金でございます。

○産業建設課長（兒玉勝宏君） 失礼します。

続きまして、土木費、道路橋梁費、橋梁補修事業につきまして、谷山橋の橋梁修繕事業の2,112万円を繰越しさせていただいております。工事請負費と岐阜県建設研究センターへの委託料になります。

財源の内訳ですが、国（県）支出金204万7,000円、地方債1,320万円、一般財源が587万3,000円となっております。

次に、山中・六反田線道路改良事業におきましては、1,127万3,000円を繰越しさせていただいております。

財源内訳は、地方債が900万円、一般財源が227万3,000円でございます。こちらは名神高速道路の南側になりますが、現在はNEXCOと協議いたしておりまして、その関係の土地調査の委託料及び土地調査委託が遅れておりますので、詳細設計の分ということでございます。

続きまして、河川費の轟川護岸補修事業の104万2,749円は全て一般財源でございますが、こちらは河川改修に伴う土地の分筆関係の委託料でございます。

○教育課長（徳永英俊君） 教育費の中学校費のプールろ過装置修繕事業でございますが、プールろ過装置の修繕をいたそうと思ったんですが、部品の供給の遅れによりまして今年度にしか入らないということで繰越しを84万7,000円させていただいております。

○産業建設課長（兒玉勝宏君） 災害復旧費、公共土木施設災害復旧費の公共土木施設災害復旧事業につきましては、487万円を繰越しさせていただきました。町道大高明神線の災害復旧工事費でございます。

財源といたしましては、国（県）支出金195万308円、地方債が140万円、一般財源151万9,692円でございます。

以上、御報告申し上げます。

○議長（松井正樹君） これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

質疑がないようですので、これで質疑を終わります。

これで報告第4号の報告を終わります。

---

#### 日程第5 報告第5号について（提案説明・質疑）

○議長（松井正樹君） 日程第5、報告第5号 令和6年度関ヶ原町一般会計継続費繰越計算書についてを議題とします。

本案について提出者の説明を求めます。

西脇町長。

○町長（西脇康世君） 報告第5号 令和6年度関ヶ原町一般会計継続費繰越計算書について御説明申し上げます。

令和6年度関ヶ原町一般会計補正予算に定めました継続費の子育て支援拠点整備事業及び町民体育館耐震改修事業において、歳出予算の経費を令和7年度へ繰越しいたしましたので、地方自治法施行令第145条第1項の規定により、継続費繰越計算書を調製し、議会に報告するものでございます。

なお、細部につきましては、それぞれの担当課長から説明をいたさせます。

○議長（松井正樹君） これより詳細説明を求めますが、あらかじめ指名はいたしませんので、順次説明願います。

○住民課長（西村克郎君） 失礼します。

それでは、報告第5号 令和6年度関ヶ原町一般会計継続費繰越計算書について詳細説明を

させていただきます。

4 ページをお願いいたします。

初めに、民生費、児童福祉費の子育て支援拠点整備事業でございますが、令和6年度から令和8年度までの3か年の継続事業でございます。継続費の総額は18億4,796万9,000円でございます。令和6年度予算継続費において6,615万7,002円を翌年度に繰越しましたので、地方自治法施行令第145条第1項の規定により御報告を申し上げるものでございます。

なお、財源でございますが、地方債が6,260万円、繰越金が355万7,002円でございます。

工事の進捗状況でございますが、令和6年度におきましては、共通仮設工事では現場事務所の設置、また造成工事では乗り入れ場内整備、また北面のL型擁壁、東面の間知石擁壁に取りかかり、予定どおり進捗し、年度末での出来高は1.4%でございました。先日の工事定例会議におきまして5月末の進捗率は4.8%で、当初の計画より若干進捗が早い状況であるとの報告がございました。北面のL型擁壁の設置、また東面の間知石擁壁の設置も順調に積み上がっている状況でございます。よろしくをお願いいたします。

○教育課長（徳永英俊君） 続きまして、教育費、保健体育費の町民体育館耐震改修事業でございますが、継続費の総額としましては4億7,221万4,000円でございます。

令和5年度から始まり今年度の5月に工事は完了いたしました。支出済額が2億9,686万3,326円ということで、不用額の精査によりまして、今年度は2,674円繰越しとさせていただきます。

今回、地方自治法施行令第145条第1項の規定によりまして御報告をさせていただきます。以上です。

○議長（松井正樹君） これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

これで質疑を終わります。

これで報告第5号の報告を終わります。

---

#### 日程第6 報告第6号について（提案説明・質疑）

○議長（松井正樹君） 日程第6、報告第6号 令和6年度関ヶ原町水道事業会計予算繰越計算書についてを議題とします。

本案について提出者の説明を求めます。

西脇町長。

○町長（西脇康世君） 報告第6号 令和6年度関ヶ原町水道事業会計予算繰越計算書について御説明申し上げます。

令和6年度関ヶ原町水道事業会計に定めましたポンプの取替工事費及び藤古川ダム浚渫用道路用地と送配水管用地の取得に係る関連経費を令和7年度へ繰越しいたしましたので、地方公営企業法第26条第3項の規定により議会に報告するものでございます。

なお、細部につきましては、水道環境課長から説明をいたさせます。

○議長（松井正樹君） 坂東水道環境課長。

○水道環境課長（坂東 崇君） 失礼します。

報告第6号 令和6年度関ヶ原町水道事業会計予算繰越計算書について御説明申し上げます。

水道事業会計予算におきまして、地方公営企業法第26条第1項の規定により繰越しをいたしましたので、同条第3項の規定により御報告をさせていただくものでございます。

議案書の6ページをお願いいたします。

資本的支出の建設改良費におきまして、まず藤古川浄水場取水ポンプ取替工事ですが、取水ポンプが故障し取替工事を行うものですが、取水ポンプの製作日数に4か月から5か月を要することとなったため、259万500円を繰り越すものでございます。

続きまして、藤古川浄水場真空ポンプ取替工事ですが、真空ポンプが故障しこれも取替えをすることとなりました。真空ポンプの製作日数にこちらも4か月から5か月を要することとなったため、98万3,400円を繰り越すものでございます。

続きまして、藤古川ダム浚渫用道路用地測量業務委託ですが、境界立会い等に日数を要し測量業務が完了できないため、301万997円を繰り越すものでございます。

続きまして、平井・藤古川浄水場間送配水管用地測量業務委託ですが、こちらも境界立会い等に日数を要し測量業務が完了できないため、189万1,164円を繰り越すものでございます。

続きまして、土地購入費ですが、藤古川ダム浚渫用道路及び平井・藤古川浄水場間の用地測量業務が完了できておりませんので用地購入ができておりませんので、343万4,000円を繰り越すものでございます。

また、登記委託料ですが、測量業務が完了できておらず用地購入が完了しておりませんので、23万1,000円を繰り越すものでございます。

財源としましては、損益勘定留保資金を充てるものでございます。

以上、説明となります。よろしくお願いいたします。

○議長（松井正樹君） これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔挙手する者あり〕

5番 田中由紀子君。

○5番（田中由紀子君） 境界立会い等に日数を要しということで、何か特別な問題があるのかどうか伺いたいと思います。

○議長（松井正樹君） 坂東水道環境課長。

○水道環境課長（坂東 崇君） 特別な理由はございませんけれども、境界立会いで境界の確認等、個人さんの都合もありまして日程調整等がいろいろありますので、また、冬季に雪が降ったこともあり日程を延ばし延ばしとしたこともありまして、なかなか境界の確定をすることができませんでしたのでちょっと延びたということでございます。

○議長（松井正樹君） ほかに質疑はありませんか。

〔挙手する者あり〕

2番 吉田仁君。

○2番（吉田 仁君） 用地測量が2つあって、両方で490万円ぐらいあるんですが、それに比べて土地購入費が343万4,000円となっておりますけれども、調査設計費が何か異様に高いように思うんですけれども、私の勘違いですかね。

○議長（松井正樹君） 坂東水道環境課長。

○水道環境課長（坂東 崇君） こちらは土地家屋調査士に調査を委託しておりますので、その委託料ですので、そんなに高いという感じではないとは思っております。

○議長（松井正樹君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

これで質疑を終わります。

これで報告第6号の報告を終わります。

---

#### 日程第7 議案第44号について（提案説明・質疑）

○議長（松井正樹君） 日程第7、議案第44号 関ヶ原町税条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

西脇町長。

○町長（西脇康世君） 議案第44号について御説明申し上げます。

地方税法等の一部を改正する法律等に伴い所要の改正を行うものでございます。

なお、細部につきましては、税務課長から説明をいたさせます。

○議長（松井正樹君） 福安税務課長。

○会計管理者兼税務課長（福安健司君） 失礼いたします。

それでは、議案第44号 関ヶ原町税条例の一部を改正する条例について御説明させていただきます。

議案書は7ページから10ページ、議案資料は1ページから6ページとなります。

また、税法その他の改正に伴う項ずれ及び簡単な字句の訂正や重複する改正部分は説明を省

略させていただきますのでよろしくお願いいたします。

それでは、資料の新旧対照表 1 ページをお願いいたします。

今回の地方税法の改正において、物価上昇局面における税負担の調整及び就業調整対策の観点から、個人住民税の所得控除において、所得税と同様に特定親族特別控除額が控除すべき金額に追加されました。この特定親族ですけれども、居住者と生計を一にする年齢19歳以上23歳未満の親族その他居住者の配偶者及び青色申告専従者を除く者で合計所得金額が58万円から123万円以下の人を指します。

これに伴いまして、税条例の所得控除の規定においても、特定親族特別控除額の文言が追加され、個人住民税の申告関係において公的年金等受給者の個人住民税申告義務に係る規定や給与所得者の扶養親族等申告書の記載事項にこの特定親族が追加されることとなりました。また、公的年金等受給者の扶養親族等申告書に係る提出義務規定等の整備についての個人住民税申告義務に係る規定も追加されることとなりました。

では、まず、第26条の3につきましては、各控除の項目につきまして、先ほども申し上げました特定親族特別控除額を新たに追加するものとなります。

次に、第28条の2第1項につきましては、個人住民税の申告関係におきまして、公的年金等受給者の個人住民税申告義務に関する規定に特定親族特別控除額を追加し、併せて字句の修正を行うものです。

続きまして、3ページの第29条の3の2第1項第3号につきましては、給与所得者の扶養親族等申告書について、申告書の記載事項にこの特定親族を追加するものです。

次に、第29条の3の3第1項につきましては、公的年金等受給者の扶養親族等申告書に係る提出義務規定にこの特定親族特別控除額を追加し、第3号中に申告書の記載事項として特定親族を追加するものです。特定親族特別控除に関する改正は以上となります。

続きまして、4ページの附則第15条の2の2につきましては、加熱式たばこに係る国・地方のたばこ税について、現在、加熱式たばこの税負担水準が低く、紙巻きたばこの課税の公平性の適正化を目的として課税方式の見直しを行うため、第15条の2の次に新たに条を追加するものです。

現在、紙巻きたばこ1箱の平均的な税額は約305円に対しまして、加熱式たばこは220円から270円と紙巻きたばこの約7割から9割程度の課税額となっておりますが、これを段階的に引上げ、紙巻きたばこと加熱式たばこの税額の差を解消する内容の改正となっております。

まず、第1項につきましては、加熱式たばこの課税標準について、第1号及び第2号で定義された1本当たりのたばこの葉の重量によって、紙巻きたばこ1本または20本に換算する内容の記載となっております。

続いて、第2項では、前項第1号及び第2号ただし書において適用を受ける重量のたばこに

関する本数の換算についての内容となっております。

第3項では、計算で生じる端数処理に関する内容、第4項では第1項第2号該当の加熱式たばこにおける適用除外についての内容となっております。

続きまして、議案書9ページをお願いいたします。

附則ですけれども、第1条で今回の改正の施行期日を定めております。

また、第2条第1項、第3項、第4項ではそれぞれ経過措置について定めており、第2項で今回の改正に伴う公的年金等所得のみの者に適用される特定親族特別控除額の定義についてを定めております。

第3条各項につきましては、第1項で経過措置を、第2項につきましては加熱式たばこの本数換算について段階的に引き上げる措置について定めており、第3項ではその計算における端数処理について定めております。

以上、簡単ではございますが、今回の改正の概略説明となります。御審議を賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（松井正樹君） これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔挙手する者あり〕

8番 高木博之君。

○8番（高木博之君） 私はたばこを吸わないので詳しく分からんですが、加熱式たばこは何のことですかというのと。

〔「もう一度お願いいたします」の声あり〕

すみません、たばこを吸わないので分からないんですが、加熱式たばこの税金のことですけれども、これって具体的に加熱式たばこというのは何のことかというのと、あとどのぐらい税収が上がるかということだけちょっと簡単に、分かればよろしくお願いします。

○議長（松井正樹君） 福安税務課長。

○会計管理者兼税務課長（福安健司君） 高木議員の御質問についてお答えさせていただきます。

加熱式たばこといいますのは、通常の紙巻きたばこというのはたばこの葉に直接火をつけて喫煙する方式のたばこのことを指しまして、加熱式たばこというのは火を用いずにたばこをその専用の機械にたばこの1本を差し、それを機械で加熱して、加熱された煙で喫煙するようなそういったたばこになります。商品名でいいますと、よくコンビニで販売されておりますアイコスとか、あとはブルームとか、あとグローとかというような各たばこのメーカーのほうから販売されているたばこについてを指すものです。

税収につきましては、加熱式たばこ紙巻きたばこでの区分がない状態でたばこ税が入ってきておりますので、具体的にちょっとそこは分かりかねます。

○議長（松井正樹君） これで質疑を終わります。

---

日程第 8 議案第45号について（議案朗読・提案説明・委員会付託）

○議長（松井正樹君） 日程第 8、議案第45号 関ヶ原町太陽光発電設備の設置の規制等に関する条例の制定についてを議題とします。

職員に議案を朗読いたさせます。

○議会書記（西尾英典君） 議案第45号 関ヶ原町太陽光発電設備の設置の規制等に関する条例の制定について。

関ヶ原町太陽光発電設備の設置の規制等に関する条例を別紙のとおり制定する。令和 7 年 6 月 3 日提出、関ヶ原町長 西脇康世。

○議長（松井正樹君） 本案について提案理由の説明を求めます。

暫時休憩します。

休憩 午前 9 時34分

再開 午前 9 時35分

○議長（松井正樹君） 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

書記の議案朗読が終わりました。以下、朗読を省略し、本案について提案理由の説明を求めます。

西脇町長。

○町長（西脇康世君） 議案第45号について御説明申し上げます。

本条例は、太陽光発電設備の設置が史跡地の保全や古戦場の景観及び豊かな自然環境並びに安心・安全な生活環境に及ぼす影響を鑑み、その設置に関して必要な規制等を行うことにより、豊かな地域社会の発展に寄与することを目的として新たに条例を制定するものでございます。

なお、細部につきましては、地域振興課長から説明をいたさせます。

○議長（松井正樹君） 関東地域振興課長。

○地域振興課長（関東正晃君） 失礼いたします。

議案第45号 関ヶ原町太陽光発電設備の設置の規制等に関する条例について御説明いたします。

議案書は12ページを御覧ください。

第 1 条、この条例の目的でございます。太陽光発電設備の設置が史跡地の保全、関ヶ原古戦場の景観や豊かな自然環境、安心・安全な生活環境に及ぼす影響を鑑み、その設置に関して必要な規制等を行うことにより、豊かな地域社会の発展に寄与することを目的としております。

第 2 条においては、本文中の用語について定義しております。

まず、第 1 号、太陽光発電設備とは、太陽光を電気に変換する設備及びその附属設備を言う

ものとしております。

第2号、設備のうち、発電出力が50キロワット以上のものを特定設備といいます。本条例は、この特定設備について規制等を設けるものとなっております。

第3号、事業とは、太陽光発電設備を設置し発電する事業を言います。

第4号、事業区域とは、事業の用に供する土地及び既設事業と一体の事業の土地の区域を言います。

第5号、事業者は、事業を行う者及び設置する設備の管理を行う者を言います。

続きまして第3条です。目的の達成のために条例の適正な運用を図るという本町の責務を定めております。

第4条は、事業者の責務としまして、関係法令の遵守と併せ、景観や自然環境の保全、災害の発生防止のために必要な措置を講じ、設備や事業区域を安全かつ良好な状態に維持すること等を規定しております。

第5条です。土地所有者の責務としまして、この条例の目的の達成のために、町の施策や手続の実施への協力を求めるものとなっております。

第6条では、抑制区域について規定しております。

第1項では、特定設備の設置等をしないよう事業者に協力を求める区域を指定しております。

第2項におきましては、事業者が抑制区域内で事業を実施しようとする場合は、あらかじめ町長と協議することを規定しております。

続きまして第7条ですけれども、特定設備の設置を禁止する区域をそれぞれ指定しております。

第8条では、再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特措法の施行規則による周辺住民への説明会を実施する場合におきましては、周辺住民の理解を得るように努めることや、意見を踏まえた措置を講ずるよう努めること等を規定しております。

第9条では、町長は、必要に応じて事業者または周辺住民に対して、必要な措置を講ずるよう助言を行うことができることを規定しております。

第10条では、事業者が周辺住民の意見を踏まえた措置を講じないとき、また景観や自然環境の保全や災害の発生防止に重大な影響を及ぼすおそれがあると認めた場合におきましては、必要な措置を講ずるよう勧告することができることとしております。

第11条では、禁止区域において事業を実施した場合または事業者が正当な理由なく前条の規定による勧告に従わない場合は、当該事業者に対して必要な措置を命ずることができる規定となっております。

第12条では、前条の命令をした場合に、当該事業者等の住所、氏名、命令の内容を公表することとしております。

第13条では、この条例の施行に必要な事項は別に定めることとしております。

附則としまして、この条例は公布の日から施行し、施行日において現に設置されている発電設備の増設についても適用することとしております。

以上、簡単ではございますが、説明とさせていただきます。よろしくお願いいたします。

○議長（松井正樹君） お諮りします。議案第45号については、総務民生常任委員会に付託の上、審査することにしたいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

異議なしと認めます。よって、本案は総務民生常任委員会に付託の上、審査することに決しました。

お諮りします。本案については、総務民生常任委員会に審査を付託することに決しましたので、質疑は省略したいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

異議なしと認めます。よって、質疑は省略することに決しました。

---

#### 日程第9 議案第46号について（提案説明・質疑）

○議長（松井正樹君） 日程第9、議案第46号 関ヶ原町景観条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

西脇町長。

○町長（西脇康世君） 議案第46号について御説明申し上げます。

先ほど上程いたしました議案第45号 関ヶ原町太陽光発電設備の設置の規制等に関する条例の制定に伴い、本条例中別表の太陽光発電設備についても、出力50キロワット以上に併せて改正するものでございます。

なお、詳細説明は省略をさせていただきます。

○議長（松井正樹君） これより質疑を行います。

〔挙手する者あり〕

2番 吉田仁君。

○2番（吉田 仁君） 改正の内容は分かったんですが、50キロワット以上発電する設備というのは何平米の面積が必要な施設という意味、これはどちらがでかいですかね。1,000平米と。

○議長（松井正樹君） 兒玉産業建設課長。

○産業建設課長（兒玉勝宏君） 50キロワット以上というのが具体的に何平米ということは申し上げられないんですけれど、大体1,000平米以上、50キロワット発電所を持つと1,000平米以上は必要かなというようなことになるということでございます。

○議長（松井正樹君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

これで質疑を終わります。

ここで暫時休憩いたします。

休憩 午前 9 時43分

再開 午前 9 時50分

○議長（松井正樹君） 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

---

#### 日程第10 議案第47号について（提案説明・質疑）

○議長（松井正樹君） 日程第10、議案第47号 令和7年度関ヶ原町一般会計補正予算（第3号）を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

西脇町長。

○町長（西脇康世君） 議案第47号について御説明申し上げます。

歳出に、公立学校における次期校務支援システム導入準備業務委託料657万円、また岐阜県の補助事業である里山林整備事業について今須地内において新規採択されましたので、関連委託料495万円、県営事業の事業費増額に伴う負担金425万円など、総額3,149万5,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を63億3,963万2,000円とする令和7年度一般会計補正予算（第3号）を定めたいので、本案を提出するものでございます。

なお、細部につきましてはそれぞれの担当課長から説明をいたさせますが、人件費関係は人事異動等に伴う過不足見込み分でございますので、詳細説明は省略させていただきます。

よろしくお願いいたします。

○議長（松井正樹君） これより詳細説明を求めますが、あらかじめ指名はいたしませんので、順次説明願います。

○企画政策課長（高木久之郎君） それでは、詳細説明をさせていただきます。

総務費、諸費、需用費、修繕料71万1,000円は、ふれあいバス単独事故による修繕費でございます。

○住民課長（西村克郎君） 27ページの戸籍住民基本台帳費をお願いいたします。

委託料と使用料及び賃借料のコンビニ交付システム関係の経費471万2,000円でございますが、当初予算においてはシステムに関する経費を業務委託料で計上しておりましたが、利用料としての支払いのため委託料から使用料及び賃借料に組替えをさせていただいております。

○企画政策課長（高木久之郎君） 統計調査費でございます。

今年度行う国勢調査につきまして委託金が確定しましたので、その額に合わせ補正するもの

でございます。

○住民課長（西村克郎君） 一番下の民生費、社会福祉費、社会福祉総務費でございますが、繰出金296万2,000円は国民健康保険特別会計職員手当分でございます。

28ページをお願いいたします。

介護保険事業費の繰出金305万1,000円は、介護保険特別会計介護保険事業町費負担分14万7,000円と事務費等分の290万4,000円でございます。

後期高齢者医療費の9万9,000円でございますが、やすらぎで実施しておりますフレイル予防教室の事業効果を高めるため、実施計画の見直しに伴い、報償費の講師謝礼から委託料のシルバービクス事業に予算の組替えをお願いするものでございます。よろしくお願いいたします。

○産業建設課長（兒玉勝宏君） 29ページをよろしくお願いいたします。

農林水産業費、3の農業振興費、報償費の45万円につきましては、猿の捕獲報奨金、次の需用費の24万円の内訳は、同じく猿の捕獲用の餌代20万円、そして中山間地域等直接支払事業の4万円は一般消耗品費、備品購入費の6万円は現場確認用のデジタルカメラの購入費になります。ここまでの合計費用75万円が財源内訳にあります県支出金でございますが、補助率10割の事業費が追加の交付決定がありましたので補正をさせていただくものでございます。

負担金補助及び交付金の52万6,000円につきましては、瑞竜地内に設置する猿捕獲用のおりにつきまして、町の鳥獣被害対策協議会に県から直接補助が採択をされました。その購入費用の不足する額を町から補助させていただくというものでございます。

農地費の負担金補助及び交付金の439万6,000円につきましては、広域農道の舗装改修工事につきまして追加があり、事業費が増えました。その不足する負担金の425万円と農業集落排水会計への補助金14万6,000円でございます。

30ページをお願いいたします。

林業費、林業振興費の委託料495万円につきましては、今須の新明地内におきまして、里山林整備が補助採択されたことに伴う補正でございます。よろしくお願いいたします。

○教育課長（徳永英俊君） 飛びまして、議案書の32ページをお願いいたします。

教育費、教育総務費、事務局費の委託料657万円でございますが、岐阜県内で共同調達を行う次期校務支援システムにつきまして、令和8年9月からの運用に向け、令和7年度、令和8年度の初期構築費用額等がこの4月に示されましたので、委託料として657万円を計上するものでございます。

財源としましては、国の補助金として対象経費の3分の1となる196万7,000円を見込んでおります。

また、この事業につきましては、令和7年度分と令和8年度分の債務負担行為としてやらせていただきますので、議案書20ページのとおり、第2表、債務負担行為補正により、令和8年

度分として189万9,000円を合わせて追加計上させていただきます。

お戻りいただきまして、議案書32ページをお願いいたします。

小学校費及び中学校費の報酬でございますが、小・中学校に配置しているスクール・サポート・スタッフにつきまして、4月1日付の交付内示を受け、県からの補助額に合わせ、小学校費を12万4,000円、中学校費を12万3,000円、それぞれ増額補正させていただきます。

また、小学校費の報酬では、スクールバスの運行につきまして、人材不足によりこの4月から会計年度任用職員による運行を委託による運行に変更したため、会計年度任用職員報酬を84万5,000円減額し、スクール・サポート・スタッフ分の増額と合わせ合計で72万1,000円の減額とし、スクールバス運転代行委託料を87万7,000円増額補正させていただきます。

議案書の33ページをお願いいたします。

教育費、社会教育費、公民館費の修繕料は、公民館本館3階から屋根に上るベランダがありまして、そこには屋根に上がるための窓があり、4月上旬にその窓ガラスがベランダの床面に落下する事案がありました。ベランダの床面がなければ道路に落下していた可能性があり、非常に危険な状態でしたので至急窓枠に新しいガラスを設置したく、その修繕料15万7,000円を追加補正させていただきます。

また、公民館本館の3階大会議室につきまして、天井にステージに向かって蛍光灯が3列計18基設置されておりますが、そのうちの一番右の列の6基のうち4基が3月から4月にかけて立て続けに切れました。現在、夜間の利用者様におかれましては暗い中での活動で大変御不便をかけている状況であり、また7月には参議院選挙の開票所としての利用を予定していることから速やかに修繕をいたしたく、天井ライト4基をLED化する費用32万8,000円を計上させていただきます、2つの修繕の合計として48万5,000円を追加補正させていただきます。

続きまして、目5のふれあいセンター管理費の工事請負費ですが、ふれあいセンター南の芝生広場にあります屋外時計につきまして、今年の冬から故障により現在は止まった状況にあります。故障の原因は経年劣化によるものと考えられ、故障したままではふれあいセンター及びセンター前広場等の利用者に御不便をかけることになりますので、既存の時計を撤去し新たに電波時計を設置するための工事費用118万4,000円を追加させていただきます。

また、ふれあいセンター西側の外壁につきまして、4月以降の目視点検において1枚の外壁石材にひび割れがあることが分かりました。このひび割れの外壁石材の下は通路となっております歩行者もありますので、今後落下する可能性があり非常に危険であるため、今回ふれあいセンター西面外壁修繕工事費59万円を追加補正させていただきます、ふれあい広場屋外時計更新工事と合わせ、合計で177万4,000円追加補正させていただきます。

○企画政策課長（高木久之郎君） 続きまして、歳入について説明をさせていただきます。

24ページをお願いいたします。

国庫支出金、国庫補助金、教育費国庫補助金、公立学校情報機器活用支援体制整備費補助金196万7,000円は、次期校務支援システム導入準備業務の対象経費3分の1の補助でございます。

県支出金、県補助金、農林水産業費県補助金、中山間地域等直接支払推進事業補助金10万円と野生鳥獣個体数管理事業費補助金65万円は、同事業の県補助でございます。

清流の国ぎふ森林・環境基金補助金495万円は、里山林整備委託料に充て、教育費県補助金、スクール・サポート・スタッフ配置事業費補助金については事業採択によるものでございます。

委託金、総務費委託金、国勢調査委託金は、交付決定を受けた額の補正でございます。

25ページをお願いいたします。

繰越金でございますが、前年度繰越金1,782万5,000円を充当させていただきます。

雑入、町有自動車災害共済保険金71万1,000円につきましては、ふれあいバス修繕分でございます。

町債、農林水産業債420万円は事業費増額に合わせた増額でございます。

あわせて、21ページで地方債の補正を行うものでございます。

以上が、今回の一般会計補正予算の内容でございます。御審議賜りますようお願いいたします。

○議長（松井正樹君） これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔挙手する者あり〕

7番 谷口輝男君。

○7番（谷口輝男君） ちょっと細かい話で申し訳ないんですけど、30ページの商工費、グリーンウッド関ヶ原の費用弁償は、聞いていなかったのか分かりませんがグリーンウッドの費用弁償って何なのかなと思ったのと、それから32ページのスクール・サポート、これもしっかり聞いていなかったのか分かりませんが12万4,000円小学校、中学校12万3,000円、小学校に関しては報酬を現在見えているから充当する。ただ中学校に関しましては12万3,000円、これは新規で予算を見えていますけどこれはどういう職員に対して何をするのかとか、今までのやつに対して補助がもらえたのかとかいうのがちょっと分からないのでお聞きしたいと思います。以上です。

○議長（松井正樹君） 澤頭総務課長。

○参事兼総務課長（澤頭義幸君） 御質問1点目のグリーンウッド、旅費の費用弁償13万6,000円でございます。こちらは会計年度任用職員さんが新たに2名採用されましたので、その方のいわゆる通勤手当がこういう形で会計年度は計上させていただいております。

○7番（谷口輝男君） 旅費でやるということですか。

○参事兼総務課長（澤頭義幸君） そうです。よろしくお願いいたします。

○議長（松井正樹君） 徳永教育課長。

○教育課長（徳永英俊君） スクール・サポート・スタッフにつきましては、今現在もそれぞれ小学校、中学校で授業のサポートということで入っていただいているんですけども、当初におきましても予算を計上しておりまして、当初の報酬に対して時間、日数等で、勤めることについては35週ということでそれぞれ小学校も中学校も予算を計上しておったんですが、報酬につきまして、まず1,001円という試算から1,055円になったということと勤務時間、これは525時間35週なんですけれども、615時間41週に改めるということで、当初予算についての差額について今回補正をさせていただいたということになります。

○議長（松井正樹君） ほかに質疑はありませんか。

〔挙手する者あり〕

1 番 北村一磨君。

○1 番（北村一磨君） 教育費の中にあります次期校務支援システムというものはどういうシステムなのか、ちょっと詳しく教えていただけませんか。

○議長（松井正樹君） 徳永教育課長。

○教育課長（徳永英俊君） 次期ということで、今現在も校務支援システムといいまして、ティー・コンパスというんですけど、学校の教育現場における校務全てにおきましてシステム化して、いろんな職員の業務改善を図る目的で導入されております。それにつきまして、県のほうで共同調達をさせていただいておるんですけども、今回、また8年の9月に、現在業者と協定を結んでいる関係が5年で切れるということで県のほうでまた新しく、新たなバージョンアップをした校務支援システムを入れるということでその準備経費の予算を上げさせていただいております。

この業務ですが、例えばウェブ出願とか、新しい機能としては調査票の電子送信が連携されることによって進路指導等の事務に正確性を確保できるとか、また保健業務、健康管理だとか子どものデータということで出欠管理とかそういう学校全般における校務につきまして、DX化に伴いシステム化したことで、また新たな次期校務支援システムを更新するということで県が入札するに当たって各市町の予算立てが必要だということで今回、令和7年度と8年度で追加による補正をさせていただいたということでございます。よろしいでしょうか。

○議長（松井正樹君） ほかに。

〔挙手する者なし〕

これで質疑を終わります。

---

#### 日程第11 議案第48号について（提案説明・質疑）

○議長（松井正樹君） 日程第11、議案第48号 令和7年度関ヶ原町国民健康保険特別会計（事

業勘定）補正予算（第１号）を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

西脇町長。

○町長（西脇康世君） 議案第48号について御説明申し上げます。

人事異動等に伴う人件費296万2,000円及び制度改正による高額医療費制度の所得区分の基準変更に伴うシステム改修委託料13万5,000円、合わせて309万7,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を7億1,519万7,000円とする令和7年度国民健康保険特別会計（事業勘定）補正予算（第１号）を定めたいので、本案を提出するものでございます。

なお、詳細説明は省略させていただきますので、よろしくお願いいたします。

○議長（松井正樹君） これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

これで質疑を終わります。

---

#### 日程第12 議案第49号について（提案説明・質疑）

○議長（松井正樹君） 日程第12、議案第49号 令和7年度関ヶ原町国民健康保険特別会計（直診勘定）補正予算（第１号）を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

西脇町長。

○町長（西脇康世君） 議案第49号について御説明申し上げます。

会計年度任用職員の任用形態変更に伴う組替え及び送迎運転手1名の増員並びに医療事務員の勤務時間の見直し等による人件費関係304万3,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を5億9,074万3,000円とする令和7年度国民健康保険特別会計（直診勘定）補正予算（第１号）を定めたいので、本案を提出するものでございます。

なお、詳細説明は省略させていただきますので、よろしくお願いいたします。

○議長（松井正樹君） これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

これで質疑を終わります。

---

#### 日程第13 議案第50号について（提案説明・質疑）

○議長（松井正樹君） 日程第13、議案第50号 令和7年度関ヶ原町介護保険特別会計補正予算（第１号）を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

西脇町長。

○町長（西脇康世君） 議案第50号について御説明申し上げます。

人事異動等に伴う人件費関係319万6,000円及び第三者行為求償事務が発生したことによる手数料2,000円、合わせて319万8,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を9億2,419万8,000円とする令和7年度介護保険特別会計補正予算（第1号）を定めたいので、本案を提出するものでございます。

なお、詳細説明は省略させていただきますので、よろしくお願いいたします。

○議長（松井正樹君） これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

これで質疑を終わります。

---

#### 日程第14 議案第51号について（提案説明・質疑）

○議長（松井正樹君） 日程第14、議案第51号 令和7年度関ヶ原町介護サービス事業特別会計補正予算（第1号）を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

西脇町長。

○町長（西脇康世君） 議案第51号について御説明申し上げます。

職員の任用形態の変更に伴う人件費75万3,000円及び社会福祉協議会職員の給与等不足見込みによる負担金75万5,000円、合わせて150万8,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を2億7,350万8,000円とする令和7年度介護サービス事業特別会計補正予算（第1号）を定めたいので、本案を提出するものでございます。

なお、詳細説明は省略をさせていただきますので、よろしくお願いいたします。

○議長（松井正樹君） これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

これで質疑を終わります。

---

#### 日程第15 議案第52号について（提案説明・質疑）

○議長（松井正樹君） 日程第15、議案第52号 令和7年度関ヶ原町公共下水道事業会計補正予算（第1号）を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

西脇町長。

○町長（西脇康世君） 議案第52号について御説明申し上げます。

収益的支出において、道路改良事業に伴うマンホール蓋の高さ調整修繕費432万7,000円を追加する令和7年度公共下水道事業会計補正予算（第1号）を定めたいので、本案を提出するものでございます。

なお、細部につきましては、水道環境課長から説明をいたさせます。

○議長（松井正樹君） 坂東水道環境課長。

○水道環境課長（坂東 崇君） 失礼いたします。

議案第52号 令和7年度関ヶ原町公共下水道事業会計補正予算（第1号）につきまして、詳細説明をさせていただきます。

議案書の58ページをお願いいたします。

収益的支出の下水道事業費用、営業費用、管きょ費の432万7,000円の増額につきましては、国道365号線の西町交差点改良工事に伴い、下水道マンホールの高さ調整が3か所必要となりましたので、それに伴う修繕費を計上させていただくものでございます。

続きまして、上段の収益的収入の下水道事業収益、営業外収益、他会計補助金としまして、一般会計補助金により432万7,000円を充てております。

続きまして、56ページをお願いいたします。

第3条の他会計からの補助金につきまして、他会計補助金を432万7,000円増額いたしましたので、「1億6,651万5,000円」を「1億7,084万2,000円」に改めさせていただくものでございます。

よろしく御審議賜りますよう、よろしくお願いいたします。

○議長（松井正樹君） これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

これで質疑を終わります。

---

#### 日程第16 議案第53号について（提案説明・質疑）

○議長（松井正樹君） 日程第16、議案第53号 令和7年度関ヶ原町農業集落排水事業会計補正予算（第1号）を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

西脇町長。

○町長（西脇康世君） 議案第53号について御説明申し上げます。

収益的支出において、扶養手当等人件費14万6,000円を追加する令和7年度農業集落排水事

業会計補正予算（第1号）を定めたいので、本案を提出するものでございます。

なお、詳細説明は省略をさせていただきますので、よろしくお願いいたします。

○議長（松井正樹君） これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

これで質疑を終わります。

---

#### 日程第17 議案第54号について（議案朗読・提案説明・質疑・討論・採決）

○議長（松井正樹君） 日程第17、議案第54号 動産の買入れについてを議題とします。

職員に議案を朗読いたさせます。

○議会書記（西尾英典君） 議案第54号 動産の買入れについて。

次のとおり、動産を買い入れるものとする。令和7年6月3日提出、関ヶ原町長 西脇康世。

1. 物件名、除雪ドーザ（8トン級、車輪式、アングリングプラウ付）購入。
2. 契約の方法、指名競争入札。
3. 契約金額、1,149万5,000円。
4. 契約の相手方、岐阜県本巣市温井41番地、日本キャタピラー合同会社、西濃営業所長 田中滋。

○議長（松井正樹君） 本案について提案理由の説明を求めます。

西脇町長。

○町長（西脇康世君） 議案第54号について御説明申し上げます。

現在の除雪車両の更新に伴う除雪ドーザの購入につきまして、指名競争入札を去る5月30日に執行したところでございます。その結果、日本キャタピラー合同会社西濃営業所が落札いたしましたので、同社と契約をいたしたく関ヶ原町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第3条に基づき本案を提出するものでございます。

なお、細部につきましては、産業建設課長から説明をいたさせます。

○議長（松井正樹君） 兒玉産業建設課長。

○産業建設課長（兒玉勝宏君） 失礼いたします。

議案第54号 動産の買入れについての詳細説明を申し上げます。

今回購入をさせていただきますのは、除雪車ホイールローダー8トン級、車輪式アングリングプラウ付の購入代金でございます。

昭和60年に購入しました同規格のホイールローダーが老朽化し、部品の確保もままならなくなってきたことにより更新を図るものでございます。

議案資料の9ページを御覧ください。

去る5月30日に指名競争入札を行いました。3者の指名を行いましたところでございますが、1者が辞退をされました。やむなく2者での入札でしたが、結果、日本キャタピラー合同会社西濃営業所が消費税を含む契約金額1,149万5,000円で落札となり、本契約を締結したので議会の議決をお願いするものでございます。どうぞよろしくお願いいたします。

○議長（松井正樹君） これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔挙手する者あり〕

1番 北村一磨君。

○1番（北村一磨君） 失礼します。

更新ということは古いものは買い取ってもらうということでしょうか、買取りも含めた額でこの金額ということですか。

○議長（松井正樹君） 兒玉産業建設課長。

○産業建設課長（兒玉勝宏君） 古いほうをどうしようかというのを悩んだところもございますが、当面は予備ということで保有をしたいなと思っております。といいますのは、笹尾の除雪につきまして、現在は業者に委託をしているんですが、小さな除雪車しかないということで非常に除雪効率が悪いという相談をたまたま受けましたので、この際、それを使うのがいいかなということでしばしそれを検討しているということで、予備ということで引き続き保有できたらなと考えているところでございます。よろしくお願いします。

○議長（松井正樹君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

これで質疑を終わります。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより議案第54号を採決します。

本案は原案のとおり決するに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

---

## 日程第18 請願第1号について（提案説明・委員会付託）

○議長（松井正樹君） 日程第18、請願第1号 「再審法改正を求める意見書」を国に提出する

ことについての請願についてを議題とします。

紹介議員に請願の趣旨説明を求めます。

5 番 田中由紀子君。

○5 番（田中由紀子君） それでは、趣旨説明をさせていただきたいと思います。

皆さん御存じかと思いますが、袴田巖さんは1966年、昭和41年に殺人事件の犯人に仕立て上げられ、1980年、昭和55年に死刑判決が下されました。

翌年から再審請求がされましたが、再審が認められるには無罪の可能性を示す新しい証拠の提出が必要です。袴田さんの弁護団は検察に証拠の開示を求めましたが、検察は長らく一切の証拠を出しませんでした。

事件発生から42年後の2008年の第2次再審請求の中で、検察側が証拠600点を初めて裁判所に出しました。その証拠の中に死刑判決を覆す証拠があったため、2024年に無罪判決が言い渡されました。判決では、検察側の自白の捏造、証拠の捏造を認める内容でした。逮捕当時30歳であった袴田さんは58年間も無実の罪を背負わされてきました。奪われた人生は取り戻すことができません。国家による人権侵害であり、絶対にあってはなりません。

岐阜県弁護士会によれば、2021年、令和3年に再審請求事件で再審決定がなされたのは全国で253人、そのうち再審開始は1人ということです。裁判所がもう一度裁判のやり直しを求めているにもかかわらず、検察が不服申立てをして拒んでいます。今のままでは冤罪は減っていきません。最大の問題は「再審のルール」がなく、裁判所の裁量に委ねられていることにあります。私たち一市民にはそうした現状が分からず人ごとになりかねませんが、袴田巖さんやその家族のことを考えると私でも悔しさや憤りを感じます。ましてや本人たちはそれをはるかに超える感情があると思います。中には、政府による見直しの動きがあるからいいのではないかという意見がありますが、それについて述べます。

国会では超党派による議員連盟が昨年3月に結成され、衆参両議院の過半数を超える374人余りになりました。一方、それまで改正に抵抗してきた法務省が再審制度の見直しを法制審議会に諮問しました。これも国民の世論に押されてだと思いますが、いかにも政府が動き出したように見えますが、関係者によりますと、いわゆる法務省が改正の主導権を握り、改正内容を薄めようと画策しているように感じるとのことです。ですから、関係者の間では専ら議員立法で法案提出をしてほしいという声の大きいとのことでした。

「Shall We ダンス？」や「それでもボクはやってない」などヒット作品を出している映画監督の周防正行さんは、10年前に法制審議会に委員として参加されましたが、検察側のメンバーが多くとても公平な議論はできなかったと証言されています。法務省の見直しは当てにならないとの見方が多いとのことでした。

今回の意見書提出は、真に冤罪被害者の救済の一助になるものと思います。議員各位におか

れましては、請願の趣旨を御理解いただき、ぜひとも御賛同くださいますようお願い申し上げます。紹介議員としての趣旨説明とさせていただきます。御審議のほどよろしく願いいたします。

○議長（松井正樹君） お諮りします。請願第1号については、会議規則第91条第1項の規定により総務民生常任委員会に付託の上、審査することにしたと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

異議なしと認めます。よって、本案は総務民生常任委員会に付託の上、審査することに決しました。

お諮りします。本案については、総務民生常任委員会に審査を付託することに決しましたので、質疑は省略したいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

異議なしと認めます。よって、質疑は省略することに決しました。

---

#### 散会の宣告

○議長（松井正樹君） 以上で本日の日程は全て終了いたしました。

お諮りいたします。明日4日から12日までの9日間は休会といたしたいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

異議なしと認めます。よって、明日4日から12日までの9日間は休会とすることに決しました。

来る6月13日は午前9時より本会議を開き、一般質問並びに提出議案に対する審議を行います。

なお、一般質問の締切りは9日月曜日の正午までとなっておりますので、質問のある方は期限までに質問趣旨の提出をお願いいたします。

本日はこれにて散会いたします。

散会 午前10時27分

以上、会議の次第を記載し、その内容の相違ないことを証するためここに署名する。

令和    年    月    日

関ヶ原町議会議長                      松    井    正    樹

会議録署名議員                      子    安    健    司

会議録署名議員                      中    川    武    子